

北海道告示第 10611 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和2年8月28日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和2年4月28日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)鳥取複合商業施設

釧路市鳥取大通2丁目2-10の内 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社福原 代表取締役 福原 郁治

帯広市西22条北1丁目13番地

DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,857㎡

(変更後) 12,583㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図-4」に表示  
収容台数：200台

(変更後) 位置：届出書添付図面「配置図（変更後）図-5」に表示  
収容台数：635台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図-4」に表示  
収容台数：30台

(変更後) 位置：届出書添付図面「配置図（変更後）図-5」に表示  
収容台数：60台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図-4」に表示  
面積：108平方メートル

(変更後) 位置：届出書添付図面「配置図（変更後）図-5」に表示  
面積：219平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図-4」に表示  
面積：24立方メートル

(変更後) 位置：届出書添付図面「配置図（変更後）図-5」に表示  
面積：73立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻:届出書別紙3(変更前)に表示  
閉店時刻:届出書別紙3(変更前)に表示

(変更後) 開店時刻:届出書別紙3(変更後)に表示  
閉店時刻:届出書別紙3(変更後)に表示

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 数:出入口5箇所

位置:届出書添付図面「配置図(変更前)図-4」に表示

(変更後) 数:出入口3箇所、入口4箇所、出口4箇所

位置:届出書添付図面「配置図(変更後)図-5」に表示

(4) 変更する年月日

令和2年12月1日

(5) 変更する理由

店舗を増設するため

2 届出年月日

令和2年3月30日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和2年4月28日(火)から令和2年8月28日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、釧路市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は釧路市へ問い合わせること。